

提言2 地域全体で安心して子どもを育てられる居場所づくり

(子育て支援・生涯活躍対策特別委員会)

(1) すべての子どもが自分らしく生きる力を育める居場所づくりを地域全体で推進する体制の強化

<提言>

- 部局間連携をより強化し、子どもに関する総合的な政策を強力かつ集中的に推進できるよう山形県版の「こども家庭庁」となる体制を整備すること。あわせて、子どもの居場所づくりの施策を展開するに当たっては、県民や企業からの寄付金等による基金の創設など民間資金を活用した財源確保の仕組みを構築すること。

また、市町村において設置することが努力義務とされている「こども家庭センター」がすべての市町村に設置されるよう必要な支援を行うこと。

- 現在ある多種多様な居場所の利用状況や課題、市町村が実施する居場所づくりの現状や課題等についての実態把握を徹底したうえで、居場所づくりに関する県全体の方針を明確化すること。
- 居場所づくりを総合的に支援する中間支援団体を各地域に設置し、この団体の支援のもと、地域住民・関係機関・居場所等が連携を強化することにより、地域のニーズに応じた居場所づくりを推進すること。また、特に支援を必要とする子どもに居場所についての情報が確実に届くよう、学校等と連携し周知活動を強化すること。

<議員の個別意見>

- 子どもや子育て世帯を取り巻く課題は、教育や福祉をはじめ様々な分野にまたがっている。現在、しあわせ子育て応援部は他部局と横並びの組織であり、部局間の司令塔的な位置づけにはなっていない。関係する部局や分野を横断して総合的に施策を展開できるような組織体制を構築する必要がある。
- すべての市町村に居場所づくりの推進を担う部局や関係機関があることが望ましい。県は、居場所づくりに関する県全体の方向性をしっかりと示すこと。
- 子どもの居場所となりうる多種多様な施設・団体等について、対象者や実際の利用状況、運営上の課題などの実態調査を行う必要がある。また、各市町村が実施する居場所づくりの状況についても、例えば、子ども食堂が無い市町村にあってはその背景や課題の聞き取りを行うなど、県が実態を把握すること。

- 居場所づくりに限らず、子どもや子育て支援に関する県の取組みについての情報が行き届いていない。県民に対して分かりやすく周知する必要がある。
- 居場所づくりを行う団体が複数年にわたって予算の見通しを立てられ安定した運営ができるような支援策を講じること。
- 子ども・子育て支援策への活用を目的とした企業・団体・県民の寄付を促進するためには、寄付に対する税制上の優遇措置も重要である。愛媛県などの基金制度の例を参考に、県が寄付金を受け入れて一元管理し、居場所づくりを含む県独自の子ども政策を展開するための財源確保の仕組みを作ること。
- 居場所づくりに関する活動をコンテストのような形で提案してもらい、先駆的な活動などについて県が財政的な支援を行うような事業を検討すること。
- ユースセンターの設置やユースワーカーの育成を目指しながら、現在十分に機能していない既存の公共施設などを、居場所として柔軟に活用できるように働きかけること。
※ユースセンター：主に中高生や20代の若者を対象とした放課後などの施設。場をコーディネートする存在としてユースワーカーがいる
- 子ども食堂や地域食堂などを利用するにあたり、選びやすく見つけやすくなるよう、一覧にして周知を行うこと。また、学校や関係機関が、特に支援が必要な子どもや子育て世帯に確実に情報を届けるとともに、必要に応じて積極的に居場所につなぐ役割を担うよう働きかけること。
- それぞれの居場所のみの活動では地域のニーズに応じることが難しい場合などは、地域における居場所同士の連携・協働を促すことにより、地域全体での居場所づくりを推進すること。（例：各子ども食堂単体では月1回の開催だが、地域全体でみれば毎週開催となるよう調整し月間予定表などにして発信する。放課後児童クラブ利用後に子ども食堂を利用するなど子育て世帯のニーズに応じて複数の居場所間の連携を促す。）
- 誰もが参加できるイベントの開催や、企業・団体による物資や体験プログラムの提供、直売所等における売れ残った農産物の回収ボックスの設置など、地域住民や企業・団体の気軽な参加や協力を促すような好事例や運営上のノウハウを発信し地域で広めていくことにより、県民の居場所に対する理解を促進し、地域全体で子どもの居場所づくりを応援する機運を醸成すること。
 また、子どもの居場所づくりは、多世代交流や高齢者の生涯活躍の場にもなり得るという視点を持ち、多様で柔軟な居場所づくりを支援すること。
- 放課後児童クラブの利用料支援について、多子世帯であれば同時利用でなくとも支援を受けられるよう要件を緩和するなど、多子世帯の経済的な負担軽減を図ること。

(2) 配慮を必要とする子どもが安心して過ごせる居場所づくりへの支援の充実

<提言>

- 様々な要因や発達の特性などから、教室に行きづらい、集団になじめない子どもに対して、学びの場を確保しつつ人との交流や生活をサポートするため、小中学校に校内フリースクールなどの居場所づくりが進むよう支援すること。この場合、教員の負担軽減を図る観点から、担当する職員を適切に配置すること。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家の配置を拡充し、学校の相談支援体制を強化すること。

※校内フリースクール：学校の空き教室等を活用して、自分のクラスに入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保し、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり、学習のサポートを行う取組み

※スクールカウンセラー：公認心理師や臨床心理士などの資格を持ち、学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う専門家

※スクールソーシャルワーカー：社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持ち、学校現場や教育委員会などで子どもや保護者などを取り巻く環境に働きかけ、学校内や関係機関との連携体制の構築や支援を行う専門家

- 在籍する小中学校に行きづらい子どもに対して学びの場を確保するため、県立高校などの県の施設にフリースクール的な居場所づくりを進めること。また、直接対面での授業を受けることができないすべての子どもに対して、オンラインによる学習機会の提供を促進すること。

<議員の個別意見>

- 不登校の児童生徒を対象とした学校外の居場所としては、自治体が設置する教育支援センターや民間のフリースクールなどがあるが、自宅から通える範囲に無い場合や、遠方への通所により子どもや家庭に負担が生じている場合も少なくない。また、フリースクールについては利用料などの経済的負担も決して小さくない。

居住地域や家庭の経済的事情によらず、義務教育段階にあるすべての子どもに学びの機会や居場所を確保するため、愛知県岡崎市の校内フリースクール「F組」の取組みなどを参考に、小中学校内に子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを進めること。また、その場合、教員の負担軽減のため、居場所を担当する職員を適切に配置すること。

- 在籍する小中学校に行けない、又は行かない選択をした子どもに対して、学習面での安心感を高め、保護者の経済的な負担軽減を図るため、秋田県の県立高校通信制各校へのフリースペース設置の取組みなどを参考に、県立高校や県の施設などに小中学生を対象としたフリースクール的な居場所づくりを進めること。

- 通える範囲に居場所が無かったり、自宅からの外出自体が困難だったりする子どもに対しても学びの場を保障するためには、オンラインを活用した学習機会の提供が有効と考えられる。

現在、校内の別室や自宅から学校の授業をオンラインで受けられる環境が一部では整えられつつあるが、教室や学校で授業を受けることのできないすべての子どもが、希望すればオンライン授業を受けられるようにすること。

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の配置人数あるいは配置日数を増やし、学校の相談支援体制や関係機関との連携体制を強化すること。スクールカウンセラーの配置については、中学校のみでなく小学校にも拡大すること。スクールソーシャルワーカーについては各市町村に1名以上配置するなど拡充すること。
- インクルーシブ教育システムの理念が浸透してきている中、小さな頃から、障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に活動する環境があることが望ましい。一方で、それぞれの子どもの障がいの状況や発達段階に応じた教育や生活が子どもたちの成長に重要な役割を果たしている側面もある。双方の視点に留意しながら交流機会を創出していく必要がある。

※インクルーシブ教育システム：共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのこと

- 対面でのコミュニケーションや外出が難しい子ども・若者を対象にしたオンラインの居場所づくりや家庭への訪問支援などのアウトリーチについて、民間企業・団体等との連携も含め、行政としての関わりを検討していくこと。
- 不登校やひきこもりの状態にある子どもだけでなく、障がいのある子どもやそのきょうだい児、ケアリーバー、外国籍の子どもなど、配慮を必要とする子どもを対象とした多様な居場所づくりが必要である。様々なニーズや特性を持つ子どもが、身近な地域においてできるだけ多くの居場所を持てるよう支援していく必要がある。

※ケアリーバー：児童養護施設や里親などの社会的養護のケアから離れた子ども・若者のこと

【活動報告】

子育て支援・生涯活躍対策特別委員会

意見交換

開催日

令和5年10月5日（木）

参加者

沖津 節子 氏 〔グループえがお 代表〕

疋田 司 氏 〔庄内ちいき食堂 代表〕

佐藤奈々子 氏 〔社会福祉法人ヴォーチェ 理事長〕

白石 祥和 氏 〔特定非営利活動法人W i t h 優 代表〕

主な内容

テーマ「子どもの居場所づくりについて」

- ・地域食堂の運営や生きづらさを抱える子ども・若者の居場所づくりに携わる県内の4つの団体の代表者から、各団体における活動の概要をお聞きした後、意見交換を行った。
- ・地域食堂みんなのひろば「えがお」を運営するグループえがおの沖津代表からは、子どもや親、高齢者、学生その他の地域の方々など多世代が集い、それぞれの居場所となっていることや、認知度向上に向けた取組みについて説明があった。
- ・「庄内ちいき食堂」を運営する疋田代表からは、食材や活動経費のほとんどを地元の農家や企業の協力により賄っている運営状況について紹介があった。また、新たに子ども食堂をやってみたいという団体や企業からの相談も寄せられているとのことであった。

- ・地域食堂を運営している2団体から、「本当に支援を必要としている子どもや保護者に情報が届きにくい」といった共通の課題があげられ、「個人情報が集まる学校や関係機関から、必要とする方々に地域食堂の取組みを伝えてほしい」、「地域食堂に対する県民の認知度向上のため行政による広報を強化してほしい」などの意見があった。また、「子ども食堂・地域食堂に貧困対策のイメージを持たれており敬遠する声もよく聞かれるが、そういった方々に実際に参加してもらおうと、来てよかった、みんな話しやすくいい場だったとの感想が多い。クチコミや友人の誘いによる参加が多い」といった実態も聞かれた。
- ・「生きる力を育むみんなの居場所ここくる」を運営する社会福祉法人ヴォーチェの佐藤理事長からは、不登校の児童生徒や障がい児者のきょうだい児など、生きづらさを抱えた子どもたちの居場所として今年5月に設立したユースセンターの取組みについて紹介があった。助成金の受給期間終了後や利用者が増えた場合の運営費確保に対する不安など課題もあげられた。
- ・「With優」を運営する白石代表からは、不登校の児童生徒に対する学習支援や地域とのつながりの場を提供するフリースクールやカフェレストラン、ニートやひきこもり状態にある若者の自立支援を行う置賜若者サポートステーション、一般就労を目指す若者の就労トレーニングの場としての会員制居酒屋やカフェなど様々な取組みについて紹介があった。支援するためにアウトリーチや送迎が必要となること、人材や組織の育成に時間を割きたいが運営費確保のための資金集めに多くの時間を取られている実態などについて話があった。



現地調査

実施日

令和5年10月26日（木）、27日（金）

訪問先と調査内容

（1）秋田県立秋田明德館高等学校通信制 スペース・イオ（秋田県秋田市）

- ・秋田県が県立高等学校通信制に設置した、不登校の小・中学生等を対象として安心して過ごすことのできる「心の居場所」を提供しながら主に学習支援を行う「スペース・イオ」の取組状況について



（2）秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課（秋田県秋田市）

- ・令和5年度秋田県子どもの未来応援居場所づくり等支援事業の概要と子どもの未来応援コーディネーターの取組状況及び子どもの居場所・生活支援事業立ち上げに対する補助事業の概要について



(3) 特定非営利活動法人 秋田たすけあいネットあゆむ (秋田県秋田市)

- ・ 子ども食堂、食料支援、学習支援、制服等リユース、フリースクールなど多様な支援活動に係る取組状況について
- ・ フリースクールR a u mの現場視察

